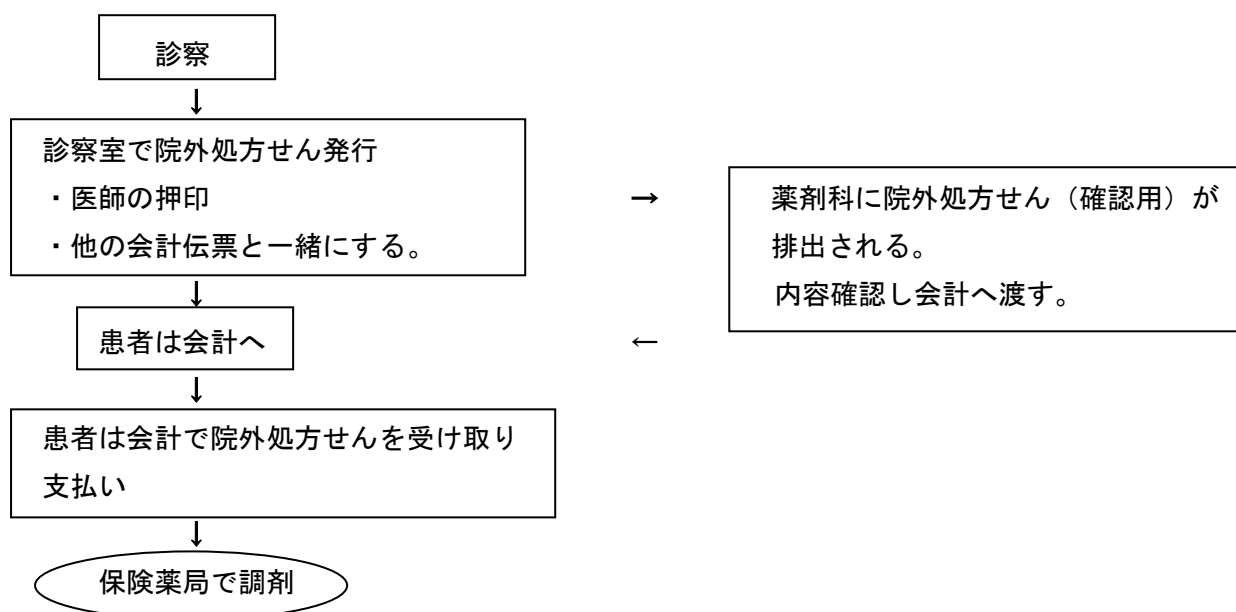


院外処方せんマニュアル

1. 院外処方せんの流れ



2. 対象患者

1) 院外処方せんで対応する患者

- ・ 院外処方せんを希望する外来患者

2) 院外処方せん対応時間

- ・ 平日、外来を午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までに受診した患者

3. 処方薬剤

1) 院外処方せんで処方できない薬剤

- ・ 治験薬
- ・ 診断薬、検査・処置薬（緊急処置薬を含む）
- ・ 在宅療養指導管理料（在宅自己注射指導管理料、在宅悪性腫瘍患者指導管理料、在宅中心静脈栄養法指導管理料など）を算定する薬剤以外の注射薬
（院内で自己注射指導料注入器加算を算定している場合には、必要な薬剤や器材は院内で提供しなければならないので院内処方となる。・・・インスリン製剤など）
- ・ 成長ホルモン製剤、特定生物由来製品（血友病用薬など）
- ・ 抗がん剤
- ・ 麻薬
- ・ 適用外の処方や試薬

- ・院内特殊製剤
 - ・プラセボ
- 2) 院外処方せん処方可能な薬剤
- ア. 1) を除く薬事委員会で承認を得た「採用医薬品」
 - イ. 限定購入医薬品
 - ・特定の登録された患者のみ使用可能な医薬品
4. 処方せんについて
- 1) 院外処方せん
- ・処方せんは、オーダー画面「処方」より入り、オプション内「院外」を選択して入力する。
- 2) 有効期間
- ・特に指定しなければ、院外処方せんの有効期限は発行日を含めて4日間である。
 - ・4日以内又は以上で有効期限を設定する場合「処方せんの使用期間」欄に期日を記入し押印する。
- 3) 長期投薬の取り扱い
- ・長期の海外旅行、年末年始・ゴールデンウィークのような連休のみ、1回14日分を限度とされている内用薬または外用薬について、1回30日分を限度として投与できる。
 - ・長期の海外旅行、年末年始・ゴールデンウィークの処方せんへの記入は「処方箋選択コメント」より選択する。
- 4) 院外処方せんの紛失または有効期限切れの運用方法
- ア. 院外処方せんの紛失（前提 有効期限内）
- a) 患者が、診療時間内に来院した場合
 - ・医事科で再発行手続きを行う。ただし、院外処方せん料は実費
 - b) 患者が、診察時間外に来院した場合
 - ・原則、再発行しない。再度の来院を促す。（但し、患者に薬剤の在庫がなく緊急時に必要な薬剤が必要な場合は緊急外来対応とし院内処方する。）
- イ. 院外処方せんの有効期限切れ
- a) 患者が、診療時間内に来院した場合
 - ・再診察を受けた後に院外処方せんの再発行をする。但し、料金は保険診療扱いとなる。
 - b) 患者が、診察時間外に来院した場合
 - ・原則、再発行はしない。再度の来院を促す。（但し、患者に薬剤の在庫がなく緊急時に必要な薬剤が必要な場合は緊急外来対応とし院内処方する。）
- 5) 処方分割
- ・1枚の処方せんを院内と院外に分けることはできない。また、同一日内で（他の診療科受診時でも）院内と院外を出すことはできない。

- ・ 同一日内で外来受診「院外処方」で、夜間緊急外来「院内処方」は問題なし。

6) 処方薬の種類

- ・ 7種類以上の内服薬を処方すると、処方料が減点となる。

5. 処方せんへの記載事項

1) 処方せん

次の項目の記載が義務付けられる。

- ・ 患者氏名
- ・ 年齢
 - (投薬を受けるものが6歳に満たない場合は、その生年月日を記載し、その他の者については年のみ記載で差し支えなし。)
- ・ 性別
- ・ 医薬品名
- ・ 分量 (内服薬では投与日数、外用薬では投与全量)
- ・ 発行年月日
- ・ 処方せんの使用期限
- ・ 病院の名称及び所在地
- ・ 医師の記名押印又は署名
- ・ 保険者番号
- ・ 被保険者証、被保険者手帳の記号、番号
- ・ 公費負担番号及び公費負担医療の受給者番号

2) 麻薬を含む処方せん

上記の項目以外に次の項目が備考欄に印字される。

- ・ 麻薬施用者の免許番号
- ・ 患者の住所

6. 後発医薬品について

1) 後発医薬品への変更について

- ・ 処方した薬品に後発医薬品が存在し、患者が希望した場合、保険薬局で患者に説明と同意のうえ後発医薬品に変更し調剤される。

2) 後発医薬品への変更を不可とする場合

- ・ 薬品毎に後発医薬品への変更を不可としたい場合、薬品毎の薬剤コメントから「02.後発品変更不可」のコメントを指定する。
- ・ 「後発品変更不可」の指定後、排出された院外処方せん備考欄の医師名後に押印する。

7. 疑義照会

- 1) 保険薬局から疑義照会があった場合は、疑義照会マニュアル（別添）に添って行う。
- 2) 処方内容に関する電話での照会はしない。電話照会があった場合 F A X での照会を依頼する。
回答についても F A X であることを原則とする。

なお、F A X する際、患者を特定できないようにイニシャルを用いる。

8. 保険薬局の調剤過誤・事故の発見または報告

- 1) 薬局・薬剤師のための調剤事故発生時の対応マニュアル 別紙 1 様式 1-1 を用いる。
- 2) 病院内で発見した場合、当該薬局に F A X。保険薬局での過誤・事故は報告を受ける。